東京大学インターナショナル・ロッジ規則

昭和５８年４月１日
評議会可決

（設置）

第１条　東京大学に、研究教育の国際交流の促進に資するため、東京大学インターナショナル・ロッジ（以下「ロッジ」という。）を置く。

２　ロッジは、次に掲げるものをいう。

(1)　駒場ロッジ本館
(2)　駒場ロッジ別館
(3)　柏ロッジ
(4)　追分ロッジ
(5)　追分インターナショナル・ビレッジ
(6)　目白台インターナショナル・ビレッジ

（施設）

第２条　ロッジには、研究者及び学生のための宿泊室並びに共用施設を設ける。

（管理運営責任者）

第３条　ロッジの管理運営責任者は、資産活用を担当する理事とする。

２　ロッジの入退去に関する事項については、管理運営責任者が決定する。ただし、外国人の入退去に関しては、国際を担当する理事の意見を聴くものとする。

３　ロッジの管理運営に関する重要事項は、関係理事等による協議を経て決定する。

（相談主事）

第４条　ロッジに、入居者の生活上の諸問題に関する指導、助言を行うため、相談主事を置くことができる。

２　相談主事は、東京大学の教員のうちから国際を担当する理事の意見を聴き、管理運営責任者が委嘱する。

３　相談主事の任期は、２年とする。

（使用）

第５条　ロッジの入居、退去、使用料その他のロッジの使用に関し必要な事項は、総長が別に定めるところにより設置する委員会の議を経て、管理運営責任者が定める。

（業務）

第６条　ロッジに関する業務は、本部資産企画課において処理する。

附　則

１　この規則は、昭和５８年４月１日から施行する。

２　東京大学外国人研究員等宿泊施設規則（昭和４１年１０月１８日制定）は、この規則施行の日から廃止する。

附　則

この規則は、平成８年５月２１日から施行し、改正後の東京大学インターナショナル・ロッジ規則の規定は、平成８年５月１１日から適用する。

附　則

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（抄）

（施行日）

１　この規則は、平成１７年９月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年７月１日から施行し、改正後の東京大学インターナショナル・ロッジ規則第３条第２項の規定は、平成１９年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

１　この規則は、平成２２年１１月２５日から施行し、改正後の東京大学インターナショナル・ロッジ規則の規定は、平成２２年１０月１日から適用する。

２　次に掲げる規則は、廃止する。

(1)　東京大学インターナショナル・ロッジ使用細則（昭和５８年４月１日制定）

(2)　柏の葉ロッジに係る東京大学インターナショナル・ロッジ規則及び東京大学インターナショナル・ロッジ使用細則の特例に関する規則（平成１８年３月１７日制定）

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和元年９月５日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。